# 福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令 （平成二十四年国土交通省令第五十七号）

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七十一条第一項の国土交通省令で定める書類は、法第六十一条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業のうち、次の表の上欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについて、法第七十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、同表の中欄に掲げる事項（法第六十一条第二項第三号（同号ホに係る部分に限る。）に規定する事項を除く。）を記載した書類及び同表の下欄に掲げる書類とする。

# 附　則

この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

# 附則（平成二五年五月一三日国土交通省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年五月七日国土交通省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。